

| | |
|------------------|---|
| Title | アンシャンヌ・フランスにおける土地問題 |
| Sub Title | The land problem in the ancienne France Les modes de tenure en l'ancienne France |
| Author | 渡辺, 國廣 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1962 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.11 (1962. 11) ,p.961(1)- 980(20) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19621101-0001 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19621101-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣國辺渡

アンシャンヌ・フランスにおける土地問題

一説によれば、原初において土地は共有であった。^{*}これに対し最初から土地について一人が所有権を持つとする立場は経済史家の間で伝統的なものであった。^{*}農民は土地の完全な所有者として、彼の土地について使用権、用益権、処分権を持つていた。ローマ人の間で使用権をユティ、用益権をフルイ、処分権をアブティと呼ぶ。所有権はいわばこれら三つの要素からなり、かかる合体として同一人に帰属することを原則とした。しばしばこれら諸要素の間で分割が起つた。前の二つを持てば、彼は用益者であり、第一だけの場合、彼は使用者と呼ばれた。

所有権の解体はすでに明白であった。農業技術が幼稚な段階ではつねに所有権の一時的放棄をよぎなくされ、彼の土地は共同の利用にゆだねられる。実にそのための前提としての耕地開放であり、耕作強制にほかならない。しかしこれは起りつたあつた事態と本質的に違う。ローマ人の間で公有地について所有権の分化が顕著にみられた。そこでは土地がいち早く賃貸に出されていた。期限は終身であった。また時期的にかなり後になるが、ローマ人はギリシアでおこなわれていたことに

アンシャンヌ・フランスにおける土地問題

一 (九六一)

新刊紹介

- | | | |
|---------------------|-------|----|
| 森 喜一著『日本労働者階級状態史』 | 飯田 鼎 | 81 |
| 水野正一著『日本の物価変動』 | 加藤 寛 | 82 |
| 福本和夫著『日本工業の黎明期』 | 尾城太郎九 | 82 |
| —日本マニュファクチャの綜合比較研究— | | |

ならい、私有地について地上権の設定を考えた。例えば家を建てようとする人々のために自分の土地を賃貸する場合がそれである。期間は長期か終身であった。彼が取立てる賃貸料をベンシオと呼んだ。また後には耕作や改良を望む人々のためにも思い、土地を賃貸する場合が起つた。期限は終身で、もし賃借料の支払を三年の間とどこおれば、彼の土地は賃貸者によつて引上げられることになつて、いた。この賃貸料はカノンと呼ばれた。

当時これら的事実は依然として例外的なことに属した。しかしあおい例外が通常の場合となつて、いた。所有権を完全な状態において維持することには非常な困難がともなつたのである。所有権はつねに解体の危機にあつた。そして強力な中央権力の分解と共に、急速な崩壊を示した。領主はかかる事態の收拾者として登場した。しかし領主の下で所有権はかえつて解体を促進された。彼の收拾策はいわば農民の土地に対する権利の規制として現われたのであつた。規制者ということであつた。彼は事態の收拾者としての報償を得ようとした。実際に封建中世はこうしたことのなかに開幕の直接の契機をつかむことができた。今や逆に所有権が完全な状態においてみられるということのほうが例外になつてしまつた。所有権が領主によつて制限されるという時、領主は実際にどういう姿勢をとつたか。またそしたことの背後に土地それ自体の受止め方に起つた大きな変化を看過することができないのではないか。

土地に対する関心で土地そのものの意義は減じた。単に土地それ自体が問題ではない。かわつて土地の所有者に對し何らか権利を行使できるということから、その土地に対する権利の規制が起ると考えられるにいたつた。^{***} もはや土地に對し直接ということはない。いわば対人的な要素が土地に対する関心で前面に打出されるにいたつたのであつた。これは土地で収益を優先して考えようという思想から発した。例えば土地の所有者は夫役その他の諸負担を強要される。そして今やこうしたことこそが土地それ自体に対する領主規制の発生する原因とみなされるにいたつたのであつた。かつて土地に対する関心は土地それ自体に対するもので、いわば対物的であった。しかし今や対人的な要素が増大して來た。領主はかかる権利の享受

者として農民の土地所有に臨んだのであつた。従つて領主に對する関係がどうかによつて農民の土地の間で複雑な格づけは避けられない。もともと土地はそれを所有する者の本格的な生活の場にほかならなかつた。しかしかかるものとしてそれを維持するため彼は領主に對する諸負担に応じなければならなくなつた。同時に領主は裁判権やバンを行使するようになつて、いつた。かつてそれらが一括して王に帰属していたことは自明なところであろう。

・ 単純なものから複雑なものへの移行を單に変化とみず、進歩と考える論者、とくに進化論者と呼ばれる人々の多くがそれ。エンゲルスによつて代表される社会主義派の進化論に注意。

** 代表的な論者を挙げるとすれば、例えばイギリスではフレデリック・シーボーム、フランスではフステル・ドゥ・クーランジュ、ドイツではアルフォンス・ドーブン。

*** この推移は通例 *jura in re* から *jura ad rem* への移行として理解されている。別言すれば、それはまたローマ的要素の後退、ゲルマン的要素の抬頭でもあつた。

二

ブルゴーニュの全域、シャンペニュや南フランスの一部を除けば、フランスで領主の支配が及ばないという土地はなかつた。農民の土地はすべてかかるものとして最初ヒーフとみなされていた。土地がヒーフに組込まれたといふことで、その所有者は軍務と裁判に奉仕する義務をおわされた。土地は依然として農民の財産にほかならない。しかし土地を所有する者はただそのことのために領主に對し負担を強要された。所有者としての彼の地位を維持するため勢力者たる領主の保護を受け、その代償として何らか負担に応じなければならなかつたのである。もはや彼の財産は絶対不可侵のものではなく、ヒーフとして規制を受けるにいたつたのであつた。

しかし軍隊が整備されるにつれ、軍役に赴くことの重要性は減じた。また専門の法律家の出現と共に、裁判に出仕する義

務は廃止された。かかることのなかで領主が土地をヒーフとみることの意味は消滅した。この推移は南フランスでとりわけ顕著にみられた。周知の如く、そこでは土地に対する農民の権利意識が目立つて強く、これがまた事態の進展に大きく影響したのであつた。ヒーフたる彼の土地を他に賃貸し、これによつて彼の義務を賃借者たる第三者に転嫁するという場合がしばしばあつた。彼が取立てる賃料をラント・フォンシェールと呼んだ。^{**} 領主の側からすれば、これは又貸しにほかならない。そしてこれによつて領主支配からの離脱が考えられていたのであつた。従つて土地をヒーフに組込むということで身分的な隸属関係を徹底していくどころではない。南フランスでは早くからその本來的な意図がゆがめられてさえいたのであつた。

今や一般にヒーフは存在の理由を持たなくなつてしまつた。しかし領主は依然として農民の土地に対し干渉し続けた。そればかりではない。所有権に対する制限を一段と強化しようときえしたのであつた。もはや領主は農民の土地を単にヒーフとして保持することで満足しない。領主の財産ドメーヌとまでみなすようになつた。土地からの収益に対する領主の執心は一段と募つていつた。従つてまた領主はこの時期までにますます必要な存在になつていたといわなければならない。封建制は単に政治的なものにとどまることができなかつたのであつた。^{***}

今や農民の土地は領主の財産とみなされ、領主収入の増加のための直接的な手段に供せられるようになつていつた。もはや土地は単にそれを所有する者の生活の場たるにとどまらない。同時に領主の収入の一部を分担するものとして機能しなければならなかつた。その限り彼の土地は生活の安全な場たり得た。領主にとってそれは他人の財産にほかならない。にもかかわらず自己の用に供することができた。今や所有権に対する規制は明白である。彼は、土地の所有者を身分的に隸従せしめ、これによつてそのことを達成したのであつた。依然として経済外強制が領主の存立を可能ならしめていたといわざるを得ない。實に彼は所有関係の外にその存立の基盤を持つていたのであつた。

三

* *nulle terre sans seigneur* という法諺に注意。

** 後述のところでも関説するはず。第五節を参照。

*** この推移は、封建制における、*politique* から *domanal* への変移として理解されている。

すべて土地はドメーヌとして、そこで領主が住民に対し領主権を行使する場に転じた。かかる領主支配の体制を別にセニヨリと呼んだ。最初セニヨリは九世紀のゴールに出現し、革命で一挙に粉碎された。フランスではその廃止が激情の盛上りのなかで遂行された。もともとそれは収穫の一部が領主に向うよう組織された土地であった。またそこに住む人々は領主の権威に服する集団として構成されていた。従つてそれは経済企業であり、同時にまた支配機構でもあつた。セニヨリがそれをその時期においてになつた意味に深い変転があつたとすれば、この二つの要素の間で起つた比重の交替によつて説明できるのではなかろうか。

ドメーヌはこの二元性の故に二つの部分からなつた。一つは領主の直営地で、種々な手段により獲得される労働によつて耕作された。この部分をレゼルヴと呼ぶ。ドメーヌの他の部分は農民の土地からなつた。しかしすでにそれは彼の世襲財産として完璧な状態になかつた。この段階で農民の土地はテニュアと呼ばれ、耕作者はその占有者テナントとして、もはや完全な意味での所有者プロブリエールではなくつていた。各テナントが有する土地テニュアは史料でマンスと呼ばれた。マンスはテナントの「家族のための生活の本格的な場として、もともと不可分を原則とした。当時は大家族制であつたことに注意せよ。そしてマンスを有する者として各テナントは領主の直営地で夫役に応じなければならなかつた。實にその限り彼は領主支配の恩恵にあづかることができた。かかるマンスの合体として、ドメーヌでの部分は領主がそこか

ら収益を引出す財産と考えられた。十二世紀までフランスでは直営地がドメーヌで大きな割合を占め、全体の四分の一から二分の一に達していた。サン・ゲルマン修院の土地台帳によれば、なればが直営地であったという。広大な直営地は領主の高い地位を示した。直営地が大きな部分を占めていた段階でテナシシエが果すべき義務のうち最大のものは直営地での夫役であった。夫役は直営地の耕作で必要な労働力の根幹をなしていた。週に三日かそれ以上が要求された。従つてこの段階でテニュアはもっぱら直営地の大規模耕作のため必要な労働の重要な給源とみなされるほかない。課役地という呼び方に注意せよ。テナンシェとして彼が財産に規制を受けた時、何よりもそれは夫役の負担者としてのそれであつたのである。領主は夫役を收取し、そのことでいわば大企業主としてドメーヌに対していたのであつた。

すでに十二世紀にはいれば、フランスで人口の顕著な増加が確認される。周知の如く、フランスでは都市の発達がおくれていた。従つて人口の増加はそのまま農村における過剰人口となつて現われた。それと共にマンスの極端な細分化が起つた。この時期に大家族制が解体し、生活は夫婦中心に組替えられるにいたつた。このこととまたマンスの分割を促進した。もはやそれはテナンシェの生活の場としての意味を持たなくなつてしまつた。生活の本格的な場としてマンスはそれ相当の規模を持たなければならぬ。しかし今やそれどころではなくなつた。驚くべき不整一が確認できる。マンスの分解は夫役の調達を不可能にした。こうした状況の下で従来の体制を持たなくなつてしまつた。驚くべき不整一が確認できる。マンスの分解は夫役もつてしても直営地の耕作に必要な夫役の給源にたるだけのマンスを創出することができなかつた。一般に拡張経済への盛んな努力が続けられていた。しかしその企図は失敗に終つたと考うべきか。違う。それを上廻るほどに爆発的な人口の増加であつた。直営地の維持は重大な危機に直面した。こうしたなかで領主は直営地すらマンスとして放出することをよぎなくつたのであつた。

されてしまつた。ただし放牧地は除かれた。そして他是急ぎ解放された。事実十三世紀末になつて直営地はドメーヌのなかで重要な比重を持たなくなつていて。テニュアと呼ばれる小経営がドメーヌの全体をおおつてしまつたのであつた。この場合、発展の契機として人口の増加が持つ意味を高く評価すべきではないか。

直営地はフランスで解体し、テニュアになつた。マンスの外に散在した地片もこの時期までは整理され、マンスとして再編された。そして今やドメーヌには新旧のマンスが混在するにいたつた。しかしこれらマンスは以前のそれと違ひ、もはやどれも夫役の給源として機能する必要はない。事実夫役は一年を通じ四日ないし五日に減少した。最大の場合で年間一〇日であった。夫役の激減は明白である。大家族から婚姻家族へ移行するということのなかでマンスもまた大きく変質していったのであつた。今や新しいマンスの出現である。そしてこれらマンスはいわば賃貸地としてテニュアとみなされるにいたつたのであつた。夫役はランティエとして新しいテニュアに臨んだ。これより早く領主は必要な収入の一部をいわゆるバンの行使によつて獲得しようとしていた。領主所有の財産を利用させ、使用料の支払を強要するのである。実際それはこの時期までに相当な意味を持つようになつていて。フランスで今やセニヨリは支配機構としての意味を強く前面に打出すにいたつたのであつた。

いずれにしても直営地はフランスで解体し、テニュアになつた。マンスの外側に散在していた地片もこの時期には整理され、マンスとして再編された。そしてこれら新しいテニュアは大家族から婚姻家族への移行期に起つた過剰人口のための生活の本格的な場に仕立てられていつた。今やドメーヌはテニュアの合成功と化した。知られる如く、テニュアの起源には種々あり、遠くマンスに由来するもの、直営地の解体で新規に造出されたもの等々、かなり複雑であつた。重要な問題は領主がこれらテニュアにどう対処したかであつた。前言した如く、ランティエとしてである。しかし問題はランティエたることの意味であろう。その場合、彼がこの時期までにドメーヌから離れて住むようになつていていう事実は重要である。領主

は所領の管理に有能な人材を持たなかつたことを想起せよ。かかる状況の下でもはやドメーヌの十分な監督は望めない。領主は農民の自主にまかせるほかなかつた。しかし彼は依然として収入を期待していた。従つて支配者としての立場を強く前面に打出さなければならない。ランティエとはここで単にそつた存在であつた。従前からのテニュアもこの大勢のなかに組込まれていつたのである。今や一般に領主は収入の重大な部分をラントに依存するようになつていつた。この推移は原初的なものの崩壊として受取られていた。^{***}十四世紀はかかる体制の確立期とみたい。ラントを実際にどう取立てていたのか。その形態はテニュアの起源によつてまざらわしかつた。旧いテニュアと新しいテニュアとではランティエとして領主がこれに対する仕方に違つたのである。その大要は後述するところで示されるであろう。

知られる如く、領主がランティエとなつた時、依然としてテニュアがその基盤であつた。テニュアはマンスとして農民の一家族のための本格的な生活の場にほかならない。増大する市場機会に対処するため大経営を志向するということはなかつた。フランスで問題は農村をできるだけ多くの家族の生活の場として再編することにあつたのである。ランティエとはここで農民の掌握者のことにはかならない。それはまた課税の対象としての農民の増加を望む絶対君主の要請とも合致していた。フランスでは農民の小経営が後々まで広範にみられることを想起せよ。これがまたフランスの農村を特徴づける点でもあつたことはすでに自明なところであろう。

* セニヨリのこうした定義づけについては、Bloch, M. *Seigneurie française et manoir anglais*, Paris, 1960 を参照。introduction のなかで、とくに p. 15~18 に注意。

** Halphen, L. *Lessor de l'Europe*, Paris, 1932, p. 92 を参照。全フランス的な規模で、「非常に精力的に」開墾が進められていたといふ。

*** Lizerand, G. op. cit., p. 86 は、「領主に対しラントをおう。かかるラントをフランスはこれまで知らなかつた。」

四

すでに直営地の解体は明白であつた。もはや領主は夫役を必要としない。従つてマンスをテニュアとみて、夫役の給源としなければならない根拠はなくなつた。しかし領主はなおもそれを彼のドメーヌとして確保し続けた。一方マンスを生活の場として確実なものに仕立てるためその所有者は依然として領主の力に頼らなければならなかつた。この段階でいまだ領主は和平の維持に大きな力をもち続けていたのであつた。かかる代償として彼はこれらテニュアに対し、ランティエとして臨むようになつていつた。その点直轄のテニュアに対するも同じである。領主はこの時期までにすでにドメーヌを離れており、ランティエとなるほかそれを管理することができなかつたのであつた。

領主はランティエとして、この場合、サンスの支払を要求した。サンスは別にラント・セニヨリアルともいわれ、かかる負担に応するテニュアをサンシーヴと呼んだ。そしてマンスはサンシーヴである限りそれを所有する者の安全な生活の場たり得た。サンシーヴはフランス全土を通じてもつとも多くみられ、とりわけ北フランスではまったく支配的であつた。ただし若干の地方を除く。領主の支配が及ばない土地はないという時、今や土地がサンシーヴに組替えられたことを意味したのであつた。

ランティエたる領主はサンスを取立てる者として農民の土地マンスに臨んだ。いわば権利の保護者として彼はサンスにあづかることができたのであつた。すでに土地で問題はそこからの収益にほかならない。今やサンスを確実に収取することは領主の最大の関心事となつた。かくて権利の保護は容易にその規制ということに転じていつた。いわゆる領主特権の設定であつた。重要な点は領主がサンシーヴに対し買戻しの権利を行使できることである。これはサンシーヴがそれを持つ者の都合で他に移譲されることを極力避けようという深い魂胆から発した。マンスが彼のドメーヌから離れることはもつとも嫌わ

れた。領主の規制はその点に関し厳重をきわめた。無主地の獲得に向けられた彼の強い執着を想起せよ。もっぱら領主はこの段階でテニュアの維持が収入の確保につながるものと考えていたのであつた。

サンスは貨幣か現物で取立てられた。貨幣の場合、サンスは軽少で、一般に一アルパンについて五デニエか六デニエ、しばしばそれ以下で、ほとんど負担に感じられなかつたほどであつたという。加えて貨幣でサンスを支払う者は彼の欲するところに従つて土地を活用することができた。これは非常な利益となつた。しかし現物で取立てられる場合は事情が違う。かかる時、サンスはシャンペールとも呼ばれ、かなり大きな負担に感じられていた。収穫すべてに対し一アルパンごとに一〇束、それを領主の穀物倉まで運ばなければならなかつた。サンスが現物で取立てられたことはもっぱら領主の側の都合によつた。これにより収入の安定を期そうとしたのである。従つて彼はテナンシェに対し慣習に従うべきことを強調し、また作付の変更を禁じさせた。しばしば耕地を菜園、葡萄畠、森林に転換することが認められた。しかしその場合も領主に対し一種の代償を支払わなければならなかつた。

フランスにおいて農民はサンスを支払う者として存在する場合がもつとも多かつた。むしろそれが通常の場合ですらある。彼が農奴と呼ばれた時、実に彼はかかる存在であつた。しかし彼の負担は単にサンスだけにとどまらない。同時にその収穫のうちから他の封建的負担にも応じなければならなかつた。実際にどんな義務があつたか。例えば北フランスで確認された諸事実から伝えてみよう。

かかる諸負担には、軽少なサンス——耕地一アルパンについて六デニエ、草地に対する二二デニエ——のほかに、一、菜園の負担。燕麦一ボワソーコトに支払う。ほかに現物を差出す。ビシエ升による。例えば葡萄酒一パイント、パン一きれ、牝鶏の肉片等。二、家を建てるための砂や土を得たいと思えば、燕麦二ビシエと牝鶏二羽を届けなければならない。

三、領主は来客の接待費の一部に二〇ソルを取立てる。また領内で結婚した人々のために各テナンシェは一〇ソルを贈られた。かかる諸負担には、軽少なサンス——耕地一アルパンについて六デニエ、草地に対する二二デニエ——のほかに、一、菜園の負担。燕麦一ボワソーコトに支払う。ほかに現物を差出す。ビシエ升による。例えば葡萄酒一パイント、パン一きれ、牝鶏の肉片等。二、家を建てるための砂や土を得たいと思えば、燕麦二ビシエと牝鶏二羽を届けなければならない。

三、領主は来客の接待費の一部に二〇ソルを取立てる。また領内で結婚した人々のために各テナンシェは一〇ソルを贈られた。

かかる諸負担の合計は収穫の半分といわれた。そしてこれが通例の場合である。従つてもし残りの半分がテナンシェの一家族の生活を支えるにたる量でなければ、サンシーヴはそれを所有する者の確実な生活の場たり得ない。問題はかかるものとしてサンシーヴがどれだけの経営規模を持たなければならなかつたかということであろう。

これと関連して第一に問わるべきは、テナンシェの一家族が日常の生活に必要な食物の量であった。これをどう見積つたらしいか。小麦を基準に考え、普通いわれるところに従つて、大人一人が一日に必要なパンの量を二ポンドから二ポンド半としよう。また大抵のテナンシェの一家族が六人からなると仮定する。内訳は両親と子供が三人、ほかに祖父かまたは祖母で、子供のうち二人は幼児とみよう。その限り一日に必要なパンの量は一〇ポンドとみていい。これだけのものを獲得するため年間一八キントルの小麦が必要である。その限り一年間に必要なパンの量は一〇ポンドとみていい。これだけのものを獲得するため年間一八キントルの小麦が必要である。次に問題はこの一八キントルの収穫に必要な規模いかんということである。これと関連して単位当たり収量が問題である。フランスの最上の土地で産出量は一ヘクタールにつき九キントル、不作時にはせいぜい四キントル。ほぼ半減である。従つて家族の生活維持に必要な一八キントルを得るためには豊作時で二ヘクタール

ル、不作時で四ヘクタール半の規模が必要であった。しかし当時は三圃制である。従つて常時一八キンタルを確保し続けるため必要な規模はその三倍の六ヘクタール、最大限一三ヘクタール半ということであった。しかしこの土地から収穫したもの全部を生命維持のため充用し得ないことは前言した。すでに明白な如く、控除分はほとんど半分に達していた。従つて生活に必要な量の二倍を収穫しなければならない。サンシーヴが生活の場として完全に機能するためには最小限一二ヘクタール、従つてほとんど三〇エーカー、最大限二七ヘクタール、従つて六五エーカーが必要であった。これだけのものを彼は自分の役畜によって耕作していた。従つて彼は同時にラブルールであることを原則とした。

しかし生活の本格的な場としてテニュアはつねに解体の危機にあつた。周知の如く、フランスでは伝統的に均分相続である。實にこれが大きく影響し、解体が進んだのであつた。この過程こそ農民層分解の過程にほかなりない。解体は十六世紀にはいりとくに顕著に進行した。もはやテナントとしてマансを維持する者は例外的な存在となつてゐた。生活に必要な本格的な場を持たない者の出現である。そして農民層の分解で、ランティエとしての領主の存立は大きな危険にさらされた。いわゆる封建危機はこうした領主を一段と不利な立場に追込んでいた。没落をよぎなくされた者も多く出た。

フランスの農村を考えようという場合、均分相続の伝統を度外視することは許されない。しかしそれがただちに急速な分解の原因になつたとみるのは早計であろう。領主はランティエとしての自己の地位を維持するためテニュアの確保に深い関心を払つており、従つてそれだけ農民層分解の速度はフランスで緩和されることになつたのであつた。周知の如く、テナントエは彼の土地を離れる自由を持つていた。問題はこれらの土地の帰趨である。注意すべきは、すべてこれが領主の手に集中する仕組になつていたということであつた。領主が買戻しの特権を持つていたことに注意せよ。フランスでは市場生産のための大経営に乘出す必要がない。かくてこれらはテニュアとして再編されていった。そして大部分がサンシーヴとして放出されたとみていい。これはまた課税の対象としての農民の増加を望む王の必要とも合致していた。封建化と国家化がフランスにおいてはうまく調和していたのである。

ソスにおいてはテニュアの存続に大きな力を持つていたのであつた。今やテナントとしての地位を維持するためテニュアの確保に深い関心はテニュアの存続に大きな力を持つていたのであつた。今やテナントとしての地位を維持するためテニュアの確保に深い関心を払つており、従つてそれだけ農民層分解の速度はフランスで緩和されることになつたのであつた。周知の如く、テナントエは彼の土地を離れる自由を持つていた。問題はこれらの土地の帰趨である。注意すべきは、すべてこれが領主の手に集中する仕組になつていたということであつた。領主が買戻しの特権を持つていたことに注意せよ。フランスでは市場生産のための大経営に乘出す必要がない。かくてこれらはテニュアとして再編されていった。そして大部分がサンシーヴとして放出されたとみていい。これはまた課税の対象としての農民の増加を望む王の必要とも合致していた。封建化と国家化がフランスにおいてはうまく調和していたのである。

* フランシエ・コンテ、ブルゴーニュ、ニヴェルネ、そして最後にシャンペーニュの一部。これらの地方において農民の土地は領主の規制から離れ、いわゆる自由地であった。しかしこれら自由地はローマ人の間の世襲財産と違つ。封建的な枠のなかに組込まれていた。それらはフラン・ヒーフと呼ばれた。例えば十五世紀に北フランスではこれら自由地の農民も収穫のための夫役に出向き、また三年に一度貨幣で貢租の支払に応じなければならなかつた。かかる貢租はドンヌと呼ばれた。

* Lizerand, G. op. cit., p. 88-89 のほか、Goubert, P. 'The French Peasantry of the Seventeenth Century: A Regional Example,' (Past & Present, 1956, pp. 55-77) で、とくに p. 66 に注意。

五

もともと自分の土地であつたにもかかわらず彼はサンスその他の諸負担に応じなければならない。従つてこれは所有関係を媒介とする近代的収取の機構と違つ。サンスがラント・セニヨリアルと呼ばれたことを想起せよ。しかし所有意識の強い南フランスにおいて到底これは耐えられない相談であつた。ローマ法の影響を高く評価しなければならない。財産を奪われまいという心情がそこでは強く作用したのである。そしてこれが世襲財産について領主の規制を排除しようという動きとなつて現われた。しかしこの段階で領主の保護を全面的に否定することはできない。問題はすべてその枠組のなかでのことであつたのである。

南フランスでもマンスたるテニュアはサンシーヴに組替えられていった。サンスを領主に差出することでそれを所有する者

は安全に生活を続けることができたのであった。サンスは貨幣か現物で取立てられた。収穫のうちから所定のものを差出せばよかつた。その限り彼は土地から締出されることもなく、安心であった。彼は領主の規制の下でのみ世襲財産が安住の地たり得ると信じていたのである。ただし自分の都合でそれを放棄する自由は認められていた。彼が土地に縛縛された状態になかつたということは前出の場合と何ら違わない。

前言した如く、南フランスでは土地に対する農民の権利が目立つて強かつた。問題はサンシーヴという場でそれをどう貫徹していくかであろう。従つてまたサンスを召上げるという取扱の形式が農民の強い所有意識のなかでいかなる変化を受けたかという問題でもあつた。前出の場合と違い、彼はいわば又貸しすることができた。そして実にこれによつて土地に対する自己の強い権利を主張しようとしたのであつた。貸借者は土地の所有者にかわり領主に対しサンスを差出す。同時に彼はサンシーヴの貸借者としてラントをその貸借者に対して支払わなければならなかつた。かかるラントをラント・フォンシエールと呼んだ。南フランスでは農民の権利が強く、領主はいわばサンシーヴの又貸しを認めることで譲歩をよぎなくされたのであつた。所有意識が強いなかで領主はその支配を徹底できなかつたのである。一つのサンシーヴをめぐつてサンスを受取る者とラント・フォンシエールを取立てる者の二個の人格が共存した。今やサンシーヴは南フランスで二重取扱を受けにいたつたのであつた。そこでは封建支配が弱く、従つて諸負担もそれだけ軽かつた。貸借者がサンスと同時にラント・フォンシエールを負担できた経済的な根拠は実にそこにあつたのである。

テニュアをサンシーヴとみなし、ラント・テニュアとしてこれに對処した領主によつてテニュアを又貸しするということが認められた。テナンシエは今や貸借者の地位に立つたのであつた。そのことによつて彼は有利に立廻ることができた。例えれば彼はラントを抵当に金銭の融通を受けていた。当時利子を支払うということで借金することは罪悪とみなされ、禁止された。しかし彼は土地から得るラントで必要に応じ貨幣を獲得する機会をつかむことができたのであつた。土地はもはや彼に

よつて単に世襲財産として維持されたばかりではない。彼はテニュアの所有者としてそれを社会的に高い地位のため利用しようと考えていたのであつた。

しかし他方それを貸借する側も有利であった。彼は単に土地を又借りしているというにすぎない。しかし彼はサンスの支払を代行することでテニュアについての権利をすべて自分に肩代りしてしまつた。つまり彼は事実上のテナンシエとして終身そこに安住するようになつたのであつた。しかし彼はテナンシエとして、ラント・フォンシエールを支払っていた。彼は依然として貸借者であり、実にそのことで彼はテナンシエとなることができたのであつた。彼はその土地について準所有者ということが許されるのではないか。安定した環境の下で彼は土地の改良に専念することができたのであつた。

マヌスたるテニュアはサンシーヴに組替えられた。しかしテニュアがサンシーヴになつた時、南フランスでは農民の側の権利が強く作用した。彼はサンシーヴが又貸しできることを領主に納得させた。そしてこれによつてサンスの支払を貸借者たる第三者に転嫁してしまつた。今や彼は領主の支配から離れることができた。相続の時を除けば、彼は領主の存在をまったく考えなかつた。死亡の際における所有権の移転に対し領主が課税したことを想起せよ。彼はラント・フォンシエールを取立て、そしてこれを元手に社会で大きな影響力を持つ存在にまで上昇していった。土地は今や彼において貨幣取扱のための場となつた。また貸借者はラント・フォンシエールを支払うことで事実上のテナンシエとなり、生活の本格的な場を回復することができたのであつた。

* cens sur cens n'a lieu という法諺に注意。従つて一般の状況と事態は正に逆であつた。

*かかる領主支配はラント・フォンシエールを媒介とする体制と呼ばれた。サンシーヴの事実上の移転を認める点で、前節の場合と違つた。これはまたシャンバールによる支配の体制ともいわれ、まざらわしかつた。知られる如く、領主支配の弱い地域で、それが起つた。本節で扱つたところは、そのもつとも徹底した場合である。農民の所有意識が働く程度に応じ、かかる体制への複雑な傾斜がみられた。その概要については、Lizerand, G. op. cit., p. 91-92 の整理された記述を参照。これがフランスの固有の地域の周辺で起つた。

事態であることに注意せよ。南部のはか、南東部や西部。

一六（九七六）

六

前言した如く、フランスで直営地は解体された。そしてテニュアとして放出されていった。しかし領主は王の必要を侵害しない限度で依然としてその一部を保持し続けた。問題は領主がこれら直轄の財産にどう対したかであった。通例はランティエとしてである。領主はここでもまた収穫の半分をラントとして召上げることを一応の目安としていた。しかしこれだけのものを差出した後でなおかつそれがこれを賃借する者の生活を支えなければならなかつた。とすれば、その規模はおのずと明白であろう。いわばマシスとして領主はそれを賃貸したのである。今度は純粹に所有関係が収取の基盤であった。しかし市場生産の必要がないところで直轄財産は彼の高い地位を示す手段としての意味しか持ち得なかつたのであつた。

その場合、とりわけ南フランスで用いられたのは直轄の財産をメテリとして賃貸に出す方法であった。メテリを媒介とする収取関係はメタヤージュと呼ばれた。従来メテリとして貸付けられたのは葡萄畠か新開地が主であり、いわばその採用は若干の特殊な場合に限られていた。しかし今やその持つ意味は変つた。領主は賃貸者として土地を所有し、労働力がない。賃借者は生活に必要な本格的な手段を欠き、かつ仕事がない。いわば悲惨な状況にあつた。この両者を結びつけ、耕作を共同でおこなう場としてメテリが構築されたのであつた。何よりもそれは耕作のための共同の場であり、これが可能なのは土地の所有者が彼の賃貸地の近くに住んでいる限りであつた。監督が容易かどうかはこの場合大きな意味を持つ。賃貸者の居所と賃貸借の形式の間には密接な関係があつた。メテリの所有者は同時に役畜の提供者であり、監督はそれだけ複雑の度を加えて来ていたのである。現に十五世紀を通じ領主がドメーヌから遠く離れて住むことが一般化するにつれ、メテリはテニュアに組替えられていつた。

メテリの出現は直営地が解体した結果であった。従つてフランスで早くから親しまれて来たというわけではない。十三世紀にノルマンディやアルトワでみられたのが最初であった。しかしそれが一般化したのはとりわけ南フランスにおいてであることは前言した。問題はそこでメテリが一般化しなければならない必然性であろう。領主が不在化する過程で最初から彼がドメーヌをそつ遠く離れたとは思えない。従つて領主がランティエとしてメタヤージュに踏切つた動機は単に居所との関係で説明できないのではなかろうか。

周知の如く、南フランスでは早くから家畜が盛んに飼育されていた。そして例えばケルシー地方では収益と損害を折半するという条件で家畜を賃貸し、世話をさせていた。つまりメタヤージュが家畜の賃貸借契約として早くからみられたのであつた。そして実際に賃貸した家畜についてのメタヤージュから土地についてのメタヤージュへと発展していったのであつた。南フランスに次いでフランスの西部でメタヤージュが多かつた。西部では牧養が支配的で、家畜の賃貸借についてメタヤージュが盛んにおこなわれていたことを想起せよ。土地についてのメタヤージュの出現については従来からの慣行が大きく影響したのであつた。しかし同時に注意すべきは、財産を奪われまいという南欧人の心情がその成立に強く作用したという点であった。周知の如く、南フランスでは所有意識が目立つて強かつた。財産権に干渉を受けることはもつとも嫌われた。同時に財産から確実な収益を期待した。かかる立場から領主がランティエとして彼の財産に臨んだ時、メテリとしてそれを賃貸することはもつとも適切であった。知られる如く、メテリでは収穫の厳密に半分ということで賃貸された。これは封建農民一般の負担に等しかつた。しかしメテリでそれが明確に打出された点に問題があつた。従つて収取についてもはやしさかの曖昧さもない。ランティエとして領主はこのことで土地に対する彼の高い権利を誇ろうとしたのであつた。実際にメテリでは収穫を文字通り折半するというのであって、単に収穫物の一定部分によつて報いるというのではない。しかし後に収量の半分ということで、差出すべきラントの額が契約のなかで明記された。メテリの契約においてこうした更新が普通

であり、原型をとどめることはむしろまれな例に属した。定額の貨幣に転じた場合もある。^{*} とにかく収穫の半分は耕作者の手許に残るはずであった。しかし収量が年々変動し、天候の不順によつて半減したこともしばしばであった。かくてメテリで苦悩は深刻である。耕作者は同時に役畜を賃借していた。従つて彼はそのためにも出費を強要されたのである。メテリで耕作者はその悲惨の度を増すばかりであった。メテリは急速に収奪の場と化していった。

領主は直営地依存の体制から離れ、ランティエとして南フランスでその直轄財産をメテリに組替えていた。この段階でメテリは賃貸地として直営地の解体の所産であった。そしてこれが生活手段としての土地や役畜を持たない人々に賃貸された。土地について個人の権利が強く働く場所では他に依存しなければ生活できない社会層が容易に創出されていく。メテリはもともとこうした人々のための生活の本格的な場にはかならない。従つてそれは貧困に発した。しかしメテリで貧困はいよいよ深まつていった。ランティエとして領主が自己の権利を強く主張し、これがかえつて貧困を助長する結果になつたことは上述した如くであった。

しかしかかるメテリは領主制の再編過程で後進地方に出現したそれと本質的に区別さるべき存在である。十六・七世紀は領主制の再編期といわれた。同じくメテリが領主の経済的基盤として重要な意味を持つていたことは周知の如くであろう。しかし今やメテリとなつたのはサンシーヴにほかならない。またその耕作を引受けたのはサンシーヴの所有者サンシテールであった。サンシテールは土地について彼の所有権を領主に放棄し、みずからその賃借者となつた。今やメテリは農民層分離の所産にほかならない。しかし彼は役畜を所持し、それを引つさげて耕作者としてメテリにいすわつたのであった。従つて彼が土地の賃借者となつた時、決して貧困の状態にあつたわけではない。彼は賃借者となることで均分相続の弊からのがれることができた。いわば世襲財産について賃借者になることによつて彼は生活の安泰を狙つたのである。また領主は収量

の厳密に折半ということで賃貸地を収益の確実な場に仕立てていったのであつた。^{**}

* 次節を参照。

** テナンシェの土地の上に設定されたメテリについては、ラボーの古典的な著作があるほか、ようやく最近になつて本格的な研究が目立つ。例えは Marie, L. *La métairie et l'évolution agraire de la Gâtine poitevine de la fin du moyen âge à la Révolution* (Collection « Les Hommes et la Terre », n°2), Paris, 1958, 252 p. また Marcel Garraud, « Le régime agraire et les Paysans de Gâtine au XVIII^e siècle » (Bulletin de la Société des Antiquaires de l'Ouest et des Musées de Poitiers, Tome II de la 4^e série, p. 643-682), Poitiers, 1954 が重要。それらがいやれもフランス西部を扱う研究であつたことに注意せよ。

七

領主はランティエとしてつねにその直轄財産から収量の半分を召上げることを考えていた。つまりメテリとして賃貸することを願つていたのであつた。貨幣経済の滲透が著しければ、それだけ領主の貨幣に対する必要は増大せざるを得ない。かくて先進地方でメテリは急速に定額の貨幣を収取する場に転じていった。かかる場合、メテリはフェルムと呼ばれ、フェルムを媒介とする収取の体制をフェルマージュといつた。フェルマージュは貨幣経済の発展に照応するものであつた。従つてこの段階でフェルムはフランスにおいて散発的にしかみることができなかつた。

ノルマンディでは十二世紀の末以来フェルマージュの存在が確認される。期限は一年から一五年であつた。ラントは種々な仕方で召上げられた。最初のうち低く、後になつて引上げられた。またしばしばラントの全額が契約時に一括して取立てられた。これは賃貸者の側において貨幣必要が大きかつたことを示す。ラントは通例ノルマンディにおいて貨幣で召上げられた。しかし穀物を取立てる場合もあつた。この相違は貨幣の価値低下に対する懸念から発しない。むしろ流通する貨幣の量の不足から起つたと考うべきではないか。しかしルスイヨンでフェルマージュが現われたのはこれよりおそく、一二六一年

であつた。その期限はかなり短かい。二年から八年である。またラントは一年か半年ごとに、貨幣か現物で召上げられた。前出のノルマンディの場合と違い、貸借者のフェルミエの地位は不安定であった。期間が短かく、ラントの支払が分割されていたことに注意せよ。しかしバ・ケルシー地方において貸借者の立場は一段と深刻であった。期限はさらに短かく、いかなる場合も九年を越えない。それ以下がもつとも多かった。ラントは一般に現物で取立てられていた。貨幣の場合はまれである。しかもフェルムの出現がここではもつともおそく、一三四一年であった。これはむしろメテリといいたい。

今やフェルマージュが貨幣經濟の發展に照應するものであったことは明白である。土地の所有者が貨幣に不足し、これを克服すべくフェルマージュに頼つた。貨幣に対する旺盛な需要がフェルム構築の重大な原因となつたのであった。先進地ノルマンディにおいてメテリがいち早くフェルムに組替えられていたことを想起せよ。しかし問題は領主がフェルムの貸貸者として貨幣を獲得しなければならない理由であろう。その場合、直接經營ではいけないのか。この段階でそれはがえつて大きな危険がともなつた。領主が土地を離れていたためばかりではない。彼は適切な下僚を持たなかつたことを想起せよ。貨幣の收取のためにはランティエとしてのほうがむしろ安心であったのである。しかしフェルマージュで負担が貨幣によつたことは重大な影響を持つた。今やフェルミエの自主が最大限に認められるにいたつた。もしその気にさえなれば、彼はフェルムを自己の地位の改善のため利用することができた。貨幣の変動にもかかわらず定額のラントとすることで、現物を持つ者として彼は大いに利益を得た。そして急速に役畜を回復した。しかし貸貸の期間が制限されていることは最大の障害である。今やその延長がフェルミエの間で最大の関心事となつていつた。終身これを貸借する場合がみられる。これは貸貸地のテニュア化といつたらしい。

* フェルマージュの事例のいくつかについては、Lizerand, G. op. cit., p. 93 を参考。

経済統合の理論と実態

—経済統合理論の確立に関して—

深 海 博 明

序

- 第一章 経済統合の定義とその本質
- 第二章 経済統合の歴史的背景と現状
- 第三章 経済統合の理論

- 第一節 従来の理論の反省と問題点
- 第二節 経済統合理論確立の必要性とその体系

世界經濟における經濟統合化（地域主義）の動きは、第二次大戦後発生した持続的・支配的傾向であり、したがつて資本主義世界經濟の基本的潮流ないし変質としてとらえる必要がある。現在にいたるまで、とくに最近において、歐洲經濟共同体（E E C）を中心とするこの經濟統合を、理論的・実証的・歴史的に研究する夥しい文献が発表されているが、統一的体